



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

**処分通知等のデジタル化に係る
「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の
一部改正について**

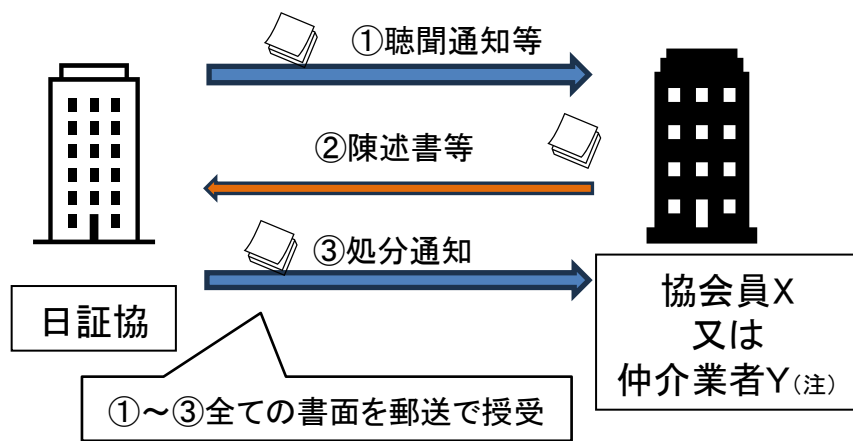
2025年11月5日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

(1) 本協会の外務員等処分の処分通知等の現状

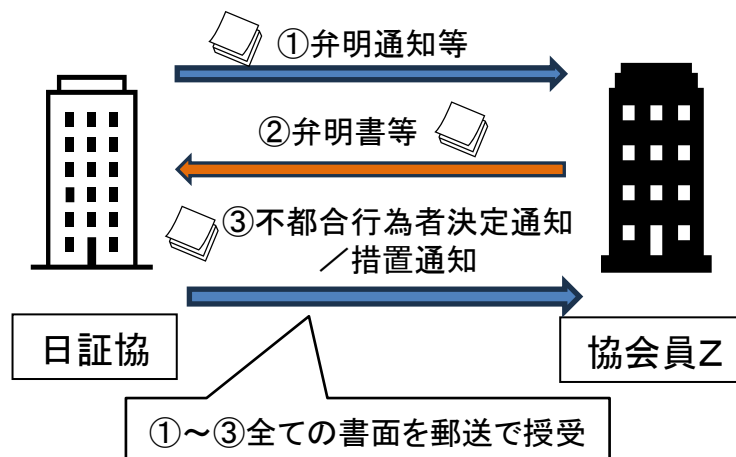
- 本協会が行う外務員等処分には、国からの委任を受けて行う行政処分と、自主規制機関としての本協会が独自で行う自主規制処分がある。
- これらの処分にあたっては、行政手続法、金融商品取引法及び「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」(以下「処分手続規則」という。)に定めるところにより、聴聞又は弁明に関する通知等を行い、処分が決定した場合は処分対象者等に対して処分の通知を行っているが、これらの通知等については、当該法令規則において書面で行うことが規定されていることから、現状、書面を郵送する方法により、通知等を行っている。
- 外務員等処分の不服申立てを本協会が受ける場合における不服申立書等も書面によることとなっている。

行政処分(登録取消処分・職務停止処分)



(注) 仲介業者の外務員の行政処分の場合は、協会員を経由して仲介業者と書面を授受する。

自主規制処分 (不都合行為者の取扱い・職務禁止措置等)



(2) 国の行政処分に係る処分通知等の状況

- 現在、各府省庁においては、令和7年末までに、原則全ての申請等をデジタル化するよう検討が進められている。併せて、国や地方自治体が行う行政処分についても、デジタル庁が「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」（令和5年3月31日）を公表し、さらなるデジタル化を推進するとともに、デジタル手続法の整備を通じて、必要な措置を講じることにより処分通知等の文書発出をオンラインで行うことが可能となっている。
- このような状況を踏まえ、今般、本協会が行う外務員等処分に関する処分通知等のデジタル化を図るため、処分手続規則及び「協会の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」（以下「不服申立規則」という。）の一部を改正することとする。

デジタル庁の「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」（一部抜粋）

2.2 構造改革のためのデジタル原則

令和3年12月にデジタル臨時行政調査会が作成した「デジタル時代の構造改革とデジタル原則の方向性について」においても、「①デジタル完結・自動化原則」として、行政手続についてのエンドツーエンドでのデジタル対応を実現することが、第一に掲げられている。

上記2.1のデジタル手続法の規定の趣旨等も踏まえ、各府省庁において、原則全ての申請等について、令和7年末までにデジタル化を図ることとしている。

また、令和3年度からは、年間手続件数が10万件以上の原則全ての手続について、前後の手続を含め、エンドツーエンドでデジタル化が図られるよう、各府省庁でオンライン利用率引上げの「基本計画」を定め、取組が進められている。

以上のように、エンドツーエンドでのデジタル完結を求めるデジタル手続法の趣旨やデジタル原則等を踏まえ、令和7年末に向けて、原則全ての申請等のデジタル化の検討が進められていることから、併せて処分通知等のデジタル化についても進める必要があり、これは情報システムの整備や業務改革（BPR）の観点からも効果的であると考えられる。

2. 改正の概要

行政処分(国からの委任事務)
(登録取消、職務停止)

自主規制処分
(不都合行為者の取扱い、職務禁止等)

処分根拠

金商法

外務員規則・従業員規則・
仲介業者規則・内部管理責任者規則

各種通知等を書面で行う旨が規定されている

聴聞・弁明通知、
処分通知等

行政手続法・金商法

処分手続規則

不服申立書等

行政不服審査法

不服申立規則

デジタル手続法

整備
済み

処分手続規則及び
不服申立規則の改正

今回
対応

⇒ 法律・規則の規定にかかわらず、各種通知等をデジタル方式により行うことができる旨を規定

デジタル化
の根拠

電子情報処理組織による通知等に関する「本協会が別に定める」内容の制定

今回
対応

⇒ デジタル手続法、処分手続規則、不服申立規則に基づき、日証協(行政処分においては行政機関等である日証協)が、デジタル化の具体的な内容等を別に定める

3. デジタル化の対象となる処分通知等

デジタル化の対象は、本協会と協会員、金融商品仲介業者又は外務員等個人（個人金融商品仲介業者を含む。以下同じ。）（注1）との間で授受される外務員等処分及び不服申立て（注2）に関する書面とする。ただし、外務員等個人との間で授受する書面は、送付先の把握や本人確認が困難なケースが多いことから、「本協会がデジタル方式で行うことが適当と認める場合」のみデジタル化の対象とする。

（注1）外務員等処分の対象者は協会員（金融商品仲介業者の外務員の行政処分の場合は金融商品仲介業者）であり、処分通知等の名宛人も協会員（又は金融商品仲介業者）であるが、外務員等処分は、処分の原因となった法令等違反行為を行った外務員等個人にも影響を与えるものであるため、当該外務員等個人も処分内容を認知することができるよう、当該外務員等個人が退職している場合には、処分手続規則に基づき、本協会から当該外務員等個人にも、聴聞・弁明通知及び処分通知を郵送している。

（注2）外務員等個人は外務員等処分について本協会に不服申立てを行うことができ、協会員は外務員等処分のうち自主規制処分について本協会に不服申立てを行うことができる。

（1）本協会（聴聞・弁明の主宰者及び不服申立てにおける審理員を含む。以下同じ。）から協会員、金融商品仲介業者又は外務員等個人に行う通知等

- ① 聴聞に関する通知等：聴聞通知書、聴聞期日続行通知書 等
- ② 弁明に関する通知等：弁明通知書、弁明の期日開催決定書、弁明の期日続行通知書 等
- ③ 処分通知書
- ④ 不都合行為者決定通知書/決定しない通知書
- ⑤ 外務員の職務禁止措置決定通知書/決定しない通知書
- ⑥ 営業責任者配置禁止措置決定通知書/決定しない通知書
- ⑦ 内部管理責任者配置禁止措置決定通知書/決定しない通知書
- ⑧ 不服申立てに関する書類：弁明書、反論書、意見書 等

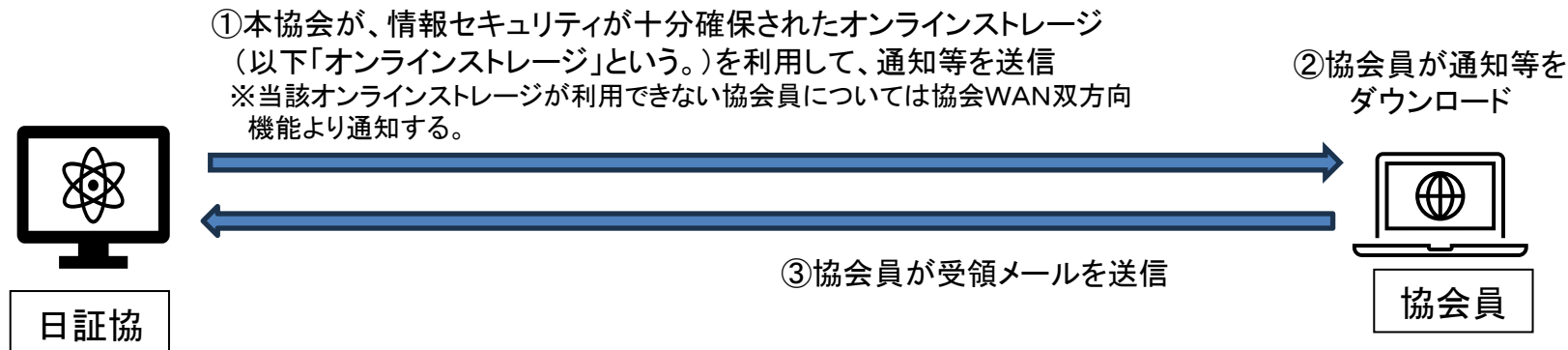
（2）協会員、金融商品仲介業者又は外務員等個人から本協会宛に提出する書類

- ① 聴聞に関する書類：陳述書、非公開の要望書、聴聞期日変更申出書、参加人許可申請書 等
- ② 弁明に関する書類：弁明書、弁明の期日開催申出書等
- ③ 不服申立てに関する書類：不服申立書、不服申立て取下げ書、反論書、意見書 等

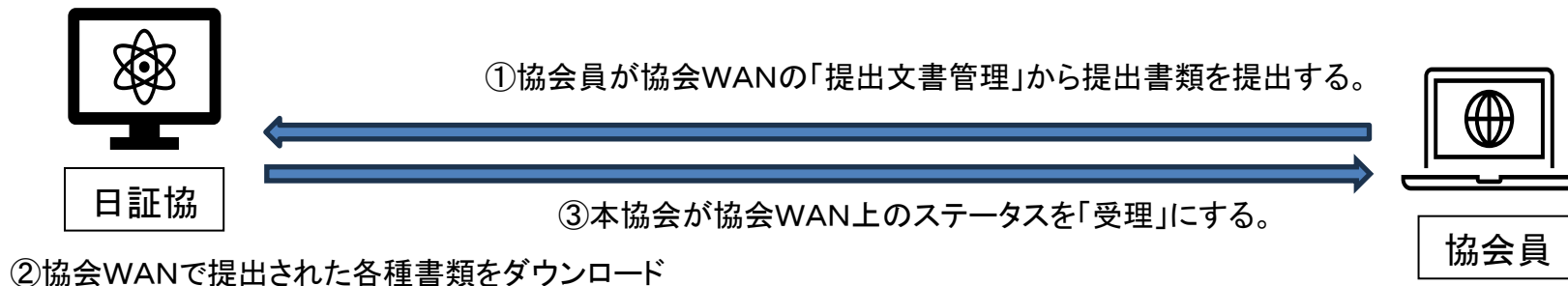
4. 処分通知等のデジタル化の具体的な内容

1. 処分対象者である協会員との間で授受する通知等

(1) 本協会（聴聞・弁明の主宰者等を含む）から協会員宛てに送付する通知等



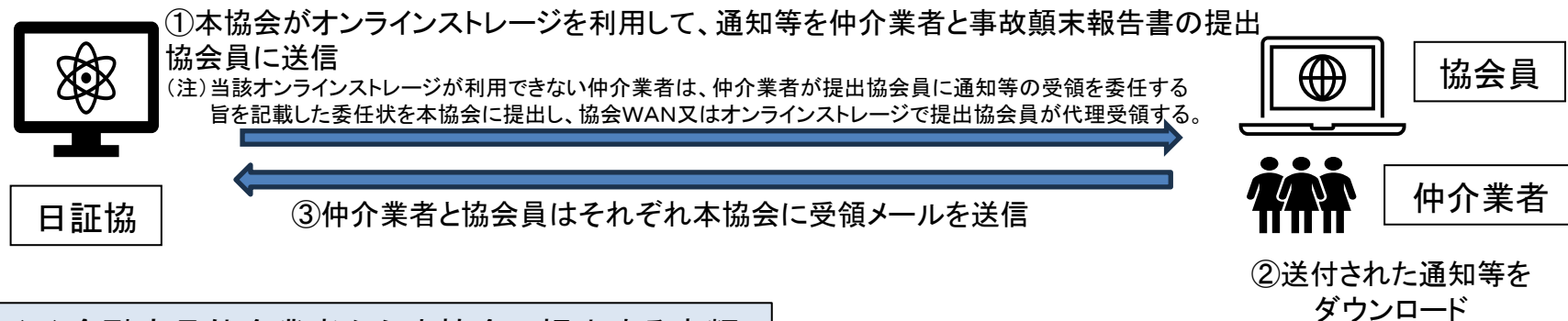
(2) 協会員から本協会に提出する書類



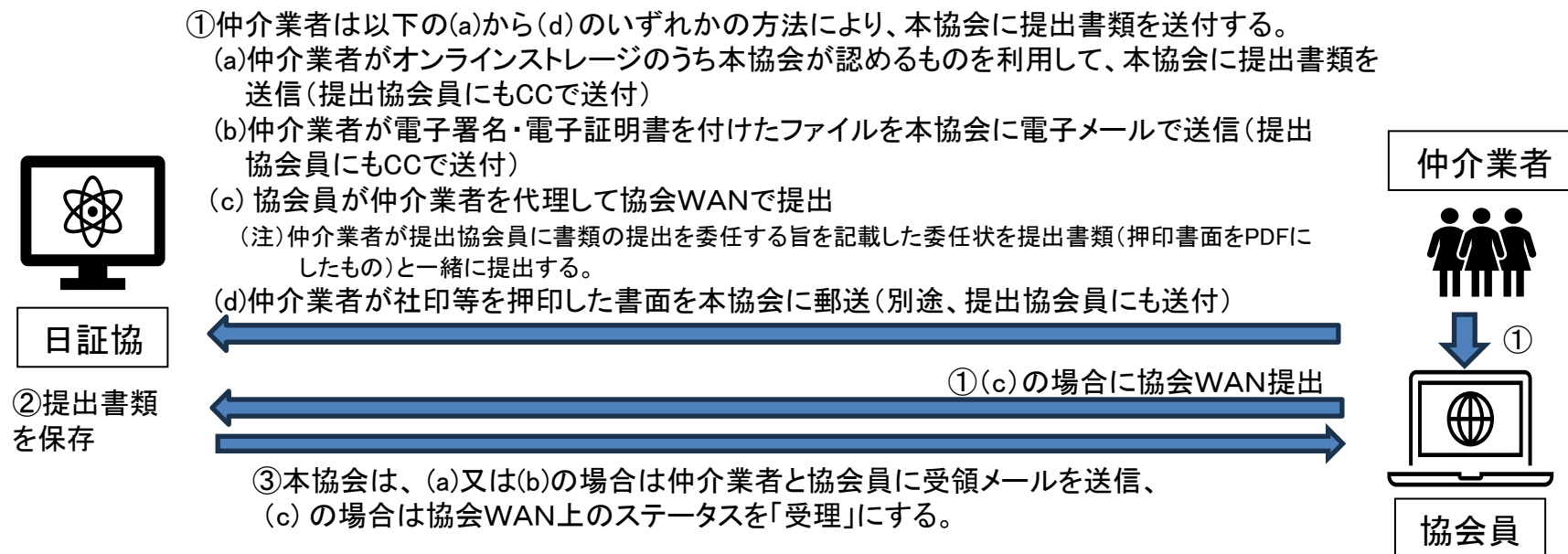
4. 処分通知等のデジタル化の具体的な内容

2. 処分対象者である金融商品仲介業者との間で授受する通知等

(1) 本協会（聴聞・弁明の主宰者等を含む）から金融商品仲介業者宛てに送付する通知等



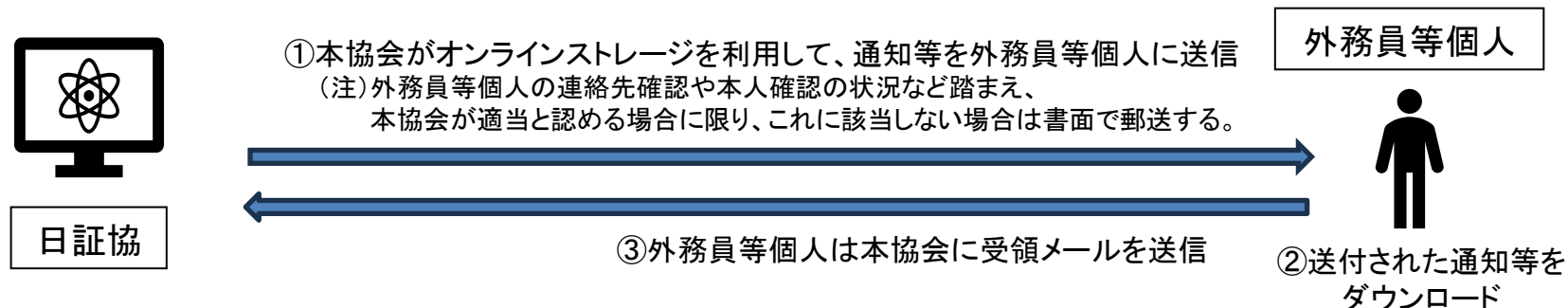
(2) 金融商品仲介業者から本協会に提出する書類



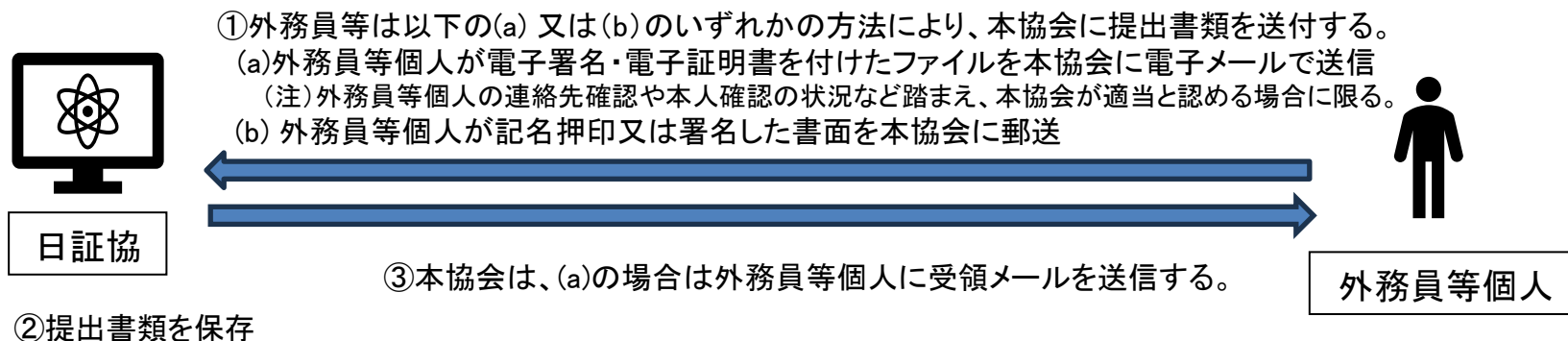
4. 処分通知等のデジタル化の具体的な内容

3. 外務員等個人との間で授受する通知等

(1) 本協会（聴聞・弁明の主宰者等を含む）から外務員等個人宛てに送付する通知等



(2) 外務員等個人から本協会に提出する書類



5. 規則改正の内容

① 協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則(1)

新	旧
第 2 章 行 政 処 分 (金融商品仲介業者の外務員に係る聴聞の通知等) 第 4 条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分をしようとするときは、行政手続法に定める聴聞を行う。 <u>2 本協会は、前項の聴聞を行おうとするときは、所属協会員を通じて当該外務員に係る外務員登録を受けている金融商品仲介業者に前条第 1 項各号に掲げる事項を通知する。</u> 3 (現行どおり) <u>4 前 2 項の規定は、第30条の規定に基づき、本協会が金融商品仲介業者に直接通知を行う場合は適用しない。</u> 5 本協会は、<u>第 2 項</u>に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員（<u>第 3 項</u>に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。）に対しても、同様の通知を行う。 6 <u>第 3 項及び前項の規定は、第 2 項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。</u>	第 2 章 行 政 処 分 (金融商品仲介業者の外務員に係る聴聞の通知等) 第 4 条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分をしようとするときは、<u>所属協会員を通じて当該外務員に係る外務員登録を受けている金融商品仲介業者に前条第 1 項各号に掲げる事項を通知し、</u>行政手続法に定める聴聞を行う。 (新 設) 2 前項の所属協会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員（当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。）に速やかに伝達するように指導しなければならない。 (新 設) 3 本協会は、<u>第 1 項</u>に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員（<u>前項</u>に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。）に対しても、同様の通知を行う。 4 <u>前 2 項の規定は、第 1 項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。</u>

5. 規則改正の内容

① 協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則(2)

新	旧
(金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分の通知等) 第 6 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3 前 2 項の規定は、第30条の規定に基づき、本協会が金融商品仲介業者に直接通知を行う場合は適用しない。</u> <u>4 本協会は、第 1 項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員 (第 2 項に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。)</u> に対しても、同様の通知を行う。 <u>5 第 2 項及び前項の規定は、第 1 項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。</u> 6 (現行どおり)	(金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分の通知等) 第 6 条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分を行ったときは、遅滞なく、行政処分の内容及びその理由を書面により所属協会員を通じて当該外務員に係る外務員登録を受けている金融商品仲介業者に通知する。 2 前項の所属協会員は、金融商品仲介業者に対し前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員 (当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。) に速やかに伝達するように指導しなければならない。 (新 設) <u>3 本協会は、第 1 項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員 (前項に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。)</u> に対しても、同様の通知を行う。 <u>4 前 2 項の規定は、第 1 項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。</u> <u>5 本協会は、第 1 項の通知を行ったときは、当該通知先の金融商品仲介業者の全ての所属協会員に周知する。</u>

5. 規則改正の内容

① 協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則(3)

新	旧
第 3 章 自主規制処分 (金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置の通知等) 第 26 条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合又は行わないことを決定した場合は、遅滞なく、書面によりその旨を金融商品仲介業者の外務員等に係る提出協会員に通知する。金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合において、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員等が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員に対しても、同様の通知を行う。 2 前項の提出協会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を伝達するとともに、金融商品仲介業者から、当該外務員等（当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。）に対して、前項の通知の内容を速やかに伝達するように指導しなければならない。 3・4 (現行どおり) 5 本協会は、第1項の通知を行ったときは、当該通知に係る外務員等が所属する金融商品仲介業者の全ての所属協会員に周知する。 6・7 (現行どおり)	第 3 章 自主規制処分 (金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置の通知等) 第 26 条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合又は行わないことを決定した場合は、遅滞なく、書面によりその旨を金融商品仲介業者の外務員等に係る提出協会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合において、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員等が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員に対しても、同様の通知を行う。 2 前項の提出協会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員等（当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。）に速やかに伝達するように指導しなければならない。 3・4 (省 略) 5 本協会は、第1項の通知を行ったときは、当該通知先の金融商品仲介業者の全ての所属協会員に周知する。 6・7 (省 略)

新	旧
第 5 章 雑 則	第 5 章 雑 則
(電子情報処理組織による通知等)	(新 設)
<u>第 30 条 この規則において本協会（弁明の主宰者を含む。）又は当事者等が書面により行うことが規定されているもの並びに行政処分における聴聞又は処分に関する届出、申請その他の法令の規定に基づき本協会（聴聞の主宰者を含む。）に対して行われる通知及び法令の規定に基づき本協会（聴聞の主宰者を含む。）が行う通知のうち書面により行うことが規定されているもの（以下この条において「通知等」という。）については、当該規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令その他関連法令に基づき本協会が別に定めるところにより、電子情報処理組織（本協会の使用に係る電子計算機と本協会との間で通知等を授受する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u>	
<u>2 前項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等については、書面により行われたものとみなして、この規則又は当該通知等に関する本協会の自主規制規則の規定を適用する。</u>	(新 設)
<u>3 第 1 項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。</u>	(新 設)

5. 規則改正の内容

① 協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則(5)

新	旧
(費用) <u>第 31 条</u> (現行どおり) 付 則 この改正は、令和 7 年 12 月 1 日から施行し、同日以降に行 う通知等について適用する。	(費用) <u>第 30 条</u> 第 3 章第 1 節に規定する弁明の手続の費用は、次 の各号に掲げるものを除くほか、当事者等の負担とする。 1～3 (省 略)

5. 規則改正の内容

②協会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則(1)

新	旧
第 3 章 雑 則	(新 設)
<u>(電子情報処理組織による通知等)</u>	(新 設)
<u>第 37条 この規則において不服申立人、参加人、本協会、審理員その他の当該不服申立ての関係者が書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うことが規定されているもの（この規則において行審法に準ずることとしている規定のうち、同法その他関連法令において書面等により行うことが規定されているものを含む。以下この条において「通知等」という。）については、当該規定にかかわらず、本協会が別に定めるところにより、電子情報処理組織（本協会の使用に係る電子計算機と本協会との間で通知等を授受する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u>	
<u>2 前項の規定に基づき本協会が裁決書を送付する場合、第34条に規定する記名押印については、当該規定にかかわらず、電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第2条第2項第1号に規定する「電子署名」をいう。）をもって代えることができる。</u>	(新 設)
<u>3 前2項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等については、書面等により行われたものとみなして、この規則又は当該通知等に関する本協会の自主規制規則の規定を適用する。</u>	(新 設)

5. 規則改正の内容

②協会の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則(2)



新	旧
<u>4 第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。</u> 付 則 この改正は、令和7年12月1日から施行し、同日以降に行う通知等について適用する。	(新 設)